

日本郵政株式会社の株式の処分について(概要) (平成26年6月5日 財政制度等審議会答申)

1. 背景・経緯

- 郵政民営化法において、郵政民営化については、「民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資する」とされている
- 復興財源確保法、日本郵政株式会社法において、日本郵政株式については、「できる限り早期に処分するものとする」とされている

2. 基本的考え方

- 日本郵政株式の売却については、公正な価格・方法により行う
- 広い範囲の投資家を対象として円滑に消化できる方法により売却を行う
- 証券・金融市場の動向等に特段の配慮をし、売却時期、売却規模等は慎重に判断する
- 日本郵政は、事業内容等について情報の適切な開示を行う
- 政府及び日本郵政は、ゆうちょ銀行、かんぽ生命株式の売却の在り方が日本郵政の株式価値の毀損につながらないように、適切に対応すべき

3. 売却に当たり留意すべき事項

- 売却方法は、市場慣行として定着しているブックビルディング方式が適当である
※ブックビルディング方式とは、投資家に対する需要状況の調査を通じて、需要の積上げを行い、その結果に基づいて売価を決定するもの
- 売出株式数の割合を一定程度に抑えることが合理的であり、証券取引所の上場基準に特例が設けられることが望ましい
- 証券会社による適切な投資勧誘、日本郵政による適切な情報の開示、関係者による守秘義務に係る情報管理の徹底が必要である

4. 株主構成等

- 安定株主形成のために特定の法人等に対して優先的な割当てを行うことは、適当ではない
- 従業員持株会に対して一定の範囲内で優先的な割当てを行うことは、差し支えない

5. 主幹事証券会社の選定について

- 証券会社の引受け能力等を総合的に判断し、公平・公正に選定する必要がある
- 過去に主幹事等を努めた実績等の定量的要素について書類審査を行った後、売出しに関する提案の内容等の定性的要素について口頭審査を行い、両者を総合勘案して評価する
- より充実した国内販売網を構築するという観点から、例えば地域に根差した販売網を有する国内証券会社を、これまでとは別途の役割を担う主幹事証券会社として選定することも検討に値する